

第139表 犯罪被害者等に対する初期支援実施状況(年次別)

(単位 人)

区 分		平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年
<b>総</b>	<b>数</b>	<b>3,167</b>	<b>3,397</b>	<b>3,115</b>	<b>3,042</b>	<b>3,409</b>
重大な交通事故事件	<b>総</b>	<b>1,593</b>	<b>1,568</b>	<b>1,469</b>	<b>1,430</b>	<b>1,764</b>
	ひき逃げ	775	820	760	757	854
	交通死亡事故	164	136	128	165	135
	3か月以上の重傷事故	557	556	506	472	708
	危険運転致死傷	67	48	50	31	56
	署長等指定事件	30	8	25	5	11
身 体 犯	<b>総</b>	<b>1,531</b>	<b>1,796</b>	<b>1,617</b>	<b>1,600</b>	<b>1,586</b>
	殺人	101	93	105	118	112
	強盗致死傷	113	117	112	112	106
	強盗・強制性交等 及び強盗・強制性交等致死	4	6	3	11	3
	強制性交等 (準強制性交等含む。)	239	332	332	218	338
	集団強姦	9	2	-	-	-
	強制わいせつ (準強制わいせつ含む。)	659	770	612	609	564
	強制わいせつ等致死傷	61	68	37	25	62
	略取・誘拐	11	24	18	17	27
	逮捕・監禁 (逮捕等致死傷含む。)	12	17	19	21	21
傷害致死	5	7	9	2	5	
傷害(重傷)	315	360	370	466	347	
その他	2	-	-	1	1	
<b>交通以外の署長等指定事件</b>		<b>43</b>	<b>33</b>	<b>29</b>	<b>12</b>	<b>59</b>

注1 初期支援とは、初期捜査等の一連の捜査活動等を通じて、原則として、対象事件の認知直後から被害者を帰宅させるまでの間において、被害者に付き添って被害者のために行う活動をいう。

2 対象事件とは、身体犯、重大な交通事故事件及び署長等指定事件（事件事故の規模等を勘案し、警察署長等が支援を必要と認めたもの）をいう。

3 刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、「集団強姦」は廃止された。

数値：企画課